

(外交防衛委員会)

万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第四追加議定書、万国郵便連

合一般規則の第五追加議定書、万国郵便条約の第一追加議定書及び万国郵便条約の第二追加議

定書の締結について承認を求めるの件(閣条第一二号) (衆議院送付) 要旨

二〇二三年(令和五年)十月にサウジアラビアのリヤドで開催された万国郵便連合(以下「連合」とい
う。)の臨時大会議において、万国郵便連合一般規則(以下「一般規則」という。)の第四追加議定書及び
万国郵便条約(以下「条約」という。)の第一追加議定書が採択された。また、二〇二五年(令和七年)九
月にアラブ首長国連邦のドバイで開催された連合の第二十八回大会議において、万国郵便連合憲章(以下
「憲章」という。)の第十二追加議定書、一般規則の第五追加議定書及び条約の第二追加議定書が採択され
た。これらの文書の主な内容は次のとおりである。

一、一般規則の第四追加議定書

諮問委員会の構成、権限等を改正し、自律的な活動の範囲を拡大する。

二、条約の第一追加議定書

基礎業務として位置付けられていたM郵袋に係る業務を追加の業務とする。

三、憲章の第十二追加議定書

「限定連合」の語を「地域連合」に変更する。

四、一般規則の第五追加議定書

国際事務局長及び国際事務局次長の選挙の立候補期限を早め、候補者に対する聴聞の規定を追加する。

五、条約の第二追加議定書

通常郵便物の到着料について現行の適用料率の改定等を行い、小包郵便物の割当料金について、小形包装物と同様の自己申告料率の制度を導入し、割当料金の上限及び下限に関する規定を変更する。

六、各文書の効力発生

一般規則の第四追加議定書は、一部を除き二〇二四年（令和六年）三月一日に、条約の第一追加議定書は、一部を除き二〇二五年（令和七年）一月一日に効力を生じた。また、憲章の第十二追加議定書は、二〇二七年（令和九年）一月一日に効力を生ずる。さらに、一般規則の第五追加議定書及び条約の第二追加議定書は、一部を除き二〇二七年（令和九年）一月一日に効力を生ずる。